

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

都市再生特別措置法施行令	1
都市再生特別措置法	1
首都圏整備法	2
近畿圏整備法	2
中部圏開発整備法	2

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

◎ 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）（抄）

（市町村が決定又は変更をすることができる都市計画）

第八条 法第四十六条第五項の政令で定める都市計画は、次に掲げるものに関する都市計画（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八十七条の

二第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）にあつては、第一号イ(1)又はハに掲げる都市施設（河川法第五条第一項に規定する二級河川のうち、一の指定都市の区域内のみに存するものを除く。）に関する都市計画）とする。

一・二（略）

（認定を申請することができる都市再生整備事業の規模）

第十三条 法第六十三条第一項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる都市開発事業の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。

一 中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第九条第十項に規定する認定基本計画において同条第二項第四号に掲げる事項として定められた都市開発事業 ○・二ヘクタール

二 当該都市開発事業の整備事業区域に隣接し、又は近接してこれと一体的に他の都市開発事業（都市再生整備計画の区域内において、都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行されることによりその事業の効果を一層高めるものに限る。）が施行され、又は施行されることが確実であると見込まれ、かつ、これらの都市開発事業の整備事業区域の面積の合計が○・五ヘクタール以上となる場合における当該都市開発事業 ○・二五ヘクタール

三 前二号に掲げる都市開発事業以外の都市開発事業 ○・五ヘクタール

◎ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（民間都市再生整備事業計画の認定）

第六十三条 都市再生整備計画の区域内における都市開発事業であつて、当該都市開発事業を施行する土地（水面を含む。）の区域（以下「整備事業区域」という。）の面積が政令で定める規模以上のも（以下「都市再生整備事業」という。）を都市再生整備計画に記載された事業と一体的に施行しようとする民間事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該都市再生整備事業に関する計画（以下「民間都市再生整備事業計画」という。）を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができる。

2（略）

◎ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと連接する枢要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

5（略）

◎ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと連接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。

5・6（略）

◎ 中部圏開発整備法（昭和四十一法律第二百二号）（抄）
（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律で「都市整備区域」とは、中部圏の地域のうち第十三条第一項の規定により指定された区域をいう。

4（略）

5（略）